

## 機械警備業者からの警察機関への異常発報に係る通報等に関する運用要領の制定について（例規通達）

この度、別添のとおり機械警備業者からの警察機関への異常発報に係る通報等に関する運用要領を制定し、平成4年7月1日から施行することとしたから、遺憾のないよう運用されたい。

### 別添

#### 機械警備業者からの警察機関への異常発報に係る通報等に関する運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第40条に規定する機械警備業者（以下「機械警備業者」という。）から異常発報（機械警備業務の対象施設（以下「警備対象施設」という。）における盗難等の事故の発生に関する情報をいう。以下同じ。）に係る通報を受理した場合の措置、即時に通報を求める警備対象施設の範囲等について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 確認通報及び即時通報

- 1 この要領において「確認通報」とは、機械警備業者が、基地局（機械警備業務に係る受信機器を設置する施設をいう。以下同じ。）において異常発報を受信した際、当該異常発報に係る警備対象施設に臨場した警備員による事実確認の結果、警察の初動措置を要すると認めた時点で、警察機関へ通報することをいう。
- 2 この要領において「即時通報」とは、機械警備業者が、基地局において異常発報を受信した際、次のいずれかに該当する場合に、警備員の臨場による事実確認を待たず、警察機関へ通報することをいう。
  - (1) 警備員が異常発報に係る警備対象施設に到着する前に、その管理者等から異常発生の連絡があったときなど、警備対象施設における異常の事実を認識したとき。
  - (2) 一つの警備対象施設について2系統以上の発信機器を設置している場合で、当該複数の系統の発信機器から前後して異常発報を受信したとき（いわゆる二重発報を受信した場合）。
  - (3) 押しボタン方式の発信機器による異常発報を受信し、基地局から当該警備対象施設に対し事実確認の電話連絡等を行ったが応答がないとき。
  - (4) 店舗外無人CD機等設置場所、貴金属・宝石店、パチンコ店、パチンコ景品買取所又はコンビニエンスストアから異常発報を受信したとき。
  - (5) 生活安全部長が指定した警備対象施設又は指定した地域内にある警備対象施設（以下「即時通報対象施設」という。）からの異常発報を受信したとき。

#### 第3 通報を受理した場合の措置

- 1 確認通報及び即時通報は、110番通報により受理するものとする。
- 2 地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）は、確認通報又は即時通報

を受理した場合は、通報の種別、警備対象施設及び現場の状況等を確認の上、当該警備対象施設を管轄する警察署長に通報するものとする。

- 3 通信指令課長からの通報を受理した警察署長は、直ちに警察官を現場臨場させ、現場検挙等の初動措置に当たらせるとともに、現場の状況、検挙の有無その他必要事項を通信指令課長へ通報しなければならない。

#### 第4 即時通報対象施設の指定の申請、指定等

- 1 刑事部捜査第一課長(以下「捜査第一課長」という。)又は警察署長は、同一手口の重要侵入盗犯が多発しているなどの状況から、即時通報対象施設の指定を受けようとするときは、別記様式第1号の即時通報対象施設指定(更新)申請書(以下「指定申請書」という。)により、生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)を経て生活安全部長に申請するものとする。この場合において、申請に係る指定の期間は、3箇月以内とし、必要により3箇月以内の期間を定めて指定申請書により指定の更新を行うことができる。
- 2 生活安全企画課長は、指定申請書を受理したときは、捜査第一課長及び通信指令課長と協議の上、意見を付し、生活安全部長に報告するものとする。
- 3 生活安全部長は、即時通報対象施設を指定したとき又はその指定の更新をしたときは、その旨を関係所属長及び機械警備業者に対し、それぞれ別記様式第2号及び別記様式第3号の即時通報対象施設指定(更新)通知書により、速やかに通知するものとする。
- 4 前記3の通知を受けた警察署長は、当該通知に係る即時通報対象施設において異常発報があった場合における初動捜査体制を整備しなければならない。

#### 第5 即時通報対象施設の指定の解除等

- 1 生活安全部長は、被疑者の検挙等により指定を継続する必要がないと認める即時通報対象施設については、速やかに当該指定を解除するものとする。
- 2 生活安全部長は、即時通報対象施設の指定を解除したときは、その旨を関係所属長及び機械警備業者に対し、速やかに通知するものとする。

#### 第6 機械警備業者に対する申入れ

生活安全部長は、機械警備業者に対し、次の事項について申入れを行うものとする。

- 1 確認通報及び即時通報は、富山県内から110番通報により行うとともに、その冒頭に即時通報又は確認通報の別を告げること。
- 2 即時通報を行った場合は、当該即時通報に係る警備対象施設に臨場する警備員に対し、「即時通報事案である」旨を明示するとともに、警察官より先に到着した場合の警戒待機、警察官の現場検索及び被疑者の検挙活動への協力等について必要な指示をすること。
- 3 即時通報が誤報であった場合は、その都度誤報の原因調査及び改善措置を講じること。

- 4 誤報率が著しく高いと認められる場合又は誤報の原因が指令業務若しくは機械装置の維持管理の不備等に起因していると認められる場合は、抜本的な改善措置を講じ、その結果を書面により生活安全部長に提出すること。
- 5 その他この要領の運用に関して必要な事項

#### 第7 運用上の留意事項

- 1 即時通報対象施設の指定の申請に当たっては、現に同一手口の被害が発生している場合等において、被害対象施設の同一性、被害発生地域の同一性等について総合的に検討して真に指定の必要があるものを選定し、単に将来的に被害発生が予想されるというだけで選定しないこと。
- 2 即時通報の運用は、機械警備業者の協力の下に実施するものであることを十分に認識し、誤報があった場合、警備員の現場措置に問題があった場合等については、いたずらに機械警備業者や警備員を非難する言動は厳に慎み、誠意を持って対応すること。
- 3 機械警備業者が、基地局において異常発報を受信した場合における警察機関への通報方法は、法第43条の規程の趣旨から確認通報が原則であり、即時通報は例外的に運用するものであることに留意すること。
- 4 この要領の運用に関する機械警備業者への指導、申入れ等についての事務は、生活安全部生活安全企画課において行うので、必要な事項があればその都度同課と連絡を取ること。

※ 別記様式省略